

# 四條畷市立四條畷南小学校いじめ防止対策基本方針

令和6年4月

## はじめに

「いじめ防止対策推進法(平成25年9月)」、「四條畷市いじめ防止基本方針(平成27年8月)」に基づき、平成28年「四條畷市立四條畷南小学校いじめ防止対策基本方針」を定める。毎年見直しを図り、本校におけるいじめの未然防止、早期発見、再発防止に全教職員、地域、保護者とともに取り組む。

今年度も「あいさつ」に重点的に取り組んでいく。全ての児童の「生きる力」を育み、コミュニケーション力を高めることにより、いじめ防止対策の柱としていく。

四條畷南小学校 校長 杉本 政信

## いじめの定義

いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)において、「いじめ」は、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

## 四條畷南小学校として

この定義を踏まえ、けんかやふざけ合いであっても、見えない所での被害発生を踏まえ、背景など事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着眼し、いじめに該当するか否かの判断を行う。聞き取り結果を共有し、組織的に判断していく。

## いじめの防止等に関する組織

学校長は、管理職、支援教育コーディネーター、児童支援担当者、養護教諭、教諭等から組織される「校内委員会」を校内に設置する。また、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、専門的な知見を有する者を招聘し、意見を聴取する。

☆気になる児童の情報共有を月に1回行い、人間関係づくりなどの指導に生かす。(未然防止)

☆いじめに該当する可能性ある事案が生起した場合、組織的な対応を進める。(組織的対応)

☆いじめ事案が生起した場合は、教職員で情報共有し、複数で対応し、長期的に見守る。(解消)

☆学校いじめ防止基本方針の点検・見直し、教職員の意識を高める研修等を企画する。(未然防止)

## いじめの防止等に関する取組み

### (1) いじめの未然防止

・すべての教育活動をとおして、一人ひとりが互いに認め合うことの大切さを十分に理解できるよう、発達段階に応じた活動を推進する。(話し合う活動、あいさつ運動、キャリア教育等の推進の充実)

・いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、すべての子どもを対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。(道徳、特別活動等の充実)

・インターネット上のいじめの防止に関しては、携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性についての理解を深め、モラルを向上させるよう、情報教育を推進する。(出前授業等の充実)

### (2) いじめの早期発見

・すべての教職員が連携し事案の確認と共有に努める。いずれの事案も軽視することなく積極的な認知に努め

る。これからも、学校は児童との応答的な関わりを意識し、子どもの見守りや信頼関係の構築に努め、児童の変化を見逃さないよう情報収集に努める。

生活アンケートやhyper-QUによる調査を定期的に行い、児童の潜在的な意識を理解しようと努める。

児童支援担当者を中心に、スクールカウンセラー等を活用した教育相談を充実させるなど、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。

### (3) いじめの早期対応

学校の教職員が、児童からいじめ相談を受けた場合、また事実があると思われるときは、被害児童を守り、一人で抱え込まず、速やかに校内委員会で情報共有を図る。

### (4) いじめへの組織的な対応

教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関や専門機関との連携のもと、第一に被害児童等を守り通す。加害児童等には、成長支援の観点を踏まえ、自らの生活や行動などの反省を促し、将来に希望や目標をもちより充実した学校生活を送ることができるよう教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

**重大事態が発生した場合は、いじめ重大事態の調査に関するガイドライン(文部科学省)に基づき対応する**

【参考】 [いじめの重大事態の調査に関するガイドライン \(mext.go.jp\)](http://mext.go.jp)

### (5) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の 2つの要件が満たされている必要がある。これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ他の事情を勘案して判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること(3か月を目安) ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと  
上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまでも、一つの段階に過ぎず、解消している状態に至った場合でも、いじめ再発の可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童生徒を日常的に注意深く観察する。

### いじめ防止のための年間計画

月	未然防止	早期発見・組織的対応	地域・保護者と連携
4月	始業式・学級開き	校内委員会(毎月)	学校基本方針の周知
4月末	エプロン先生(1年生)	いじめ防止研修	学習参観・家庭訪問・HP更新
5月	遠足・校外学習	Hyper-QUの実施	学習参観・懇談
6月	SNS出前授業(3~6年)	生活アンケート①	
7月			懇談
7月末	5年宿泊学習		
8月		Hyper-QUの分析・研修	SNS研修(保護者向け)
9月			障がい理解研修(2学期)
10月	運動会		
11月	6年修学旅行	生活アンケート②	学習参観・懇談
12月	学校基本方針の見直し	学校基本方針の見直し	学校基本方針の見直し
1月			
2月		生活アンケート③	学校評議員会
3月	卒業式		コミュニティスクールの取組み